

労働安全衛生法に基づく 定期健康診断における有所見率の改善に 向けた取組の推進について

労働安全衛生規則第 44 条及び第 45 条の規定による定期の健康診断（以下「定期健康診断」という。）における有所見率（健康診断を受診した労働者のうち異常の所見（以下「有所見」という。）のある者（以下「有所見者」という。）の占める割合をいう。以下同じ。）は、平成 21 年には 49.4%に達し、ほぼ 2 人に 1 人の労働者が有所見者という状況となっています。

また、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数も全国的に高水準にあり、脳・心臓疾患に関係すると言われる血中脂質、血圧、血糖値検査の有所見率も上昇傾向を示しています。

さらに、第 11 次労働災害防止計画においては、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」を目標の 1 つとしています。

これらの状況から、労働者の健康保持増進対策を適切に推進し、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を促進することが必要となっています。

各事業場におかれましては、有所見者に対する保健指導、健康教育の実施等下記の事項について積極的に取り組みましょう。

記

1 定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

2 定期健康診断の結果の働く方への通知

定期健康診断結果の働く方へ確実に通知しましょう。

3 定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要のある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

4 健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。